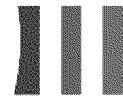


令和2年度第2回川崎市地域自立支援協議会全体会議



Colors, Future!  
いろいろって、未来。

川崎市

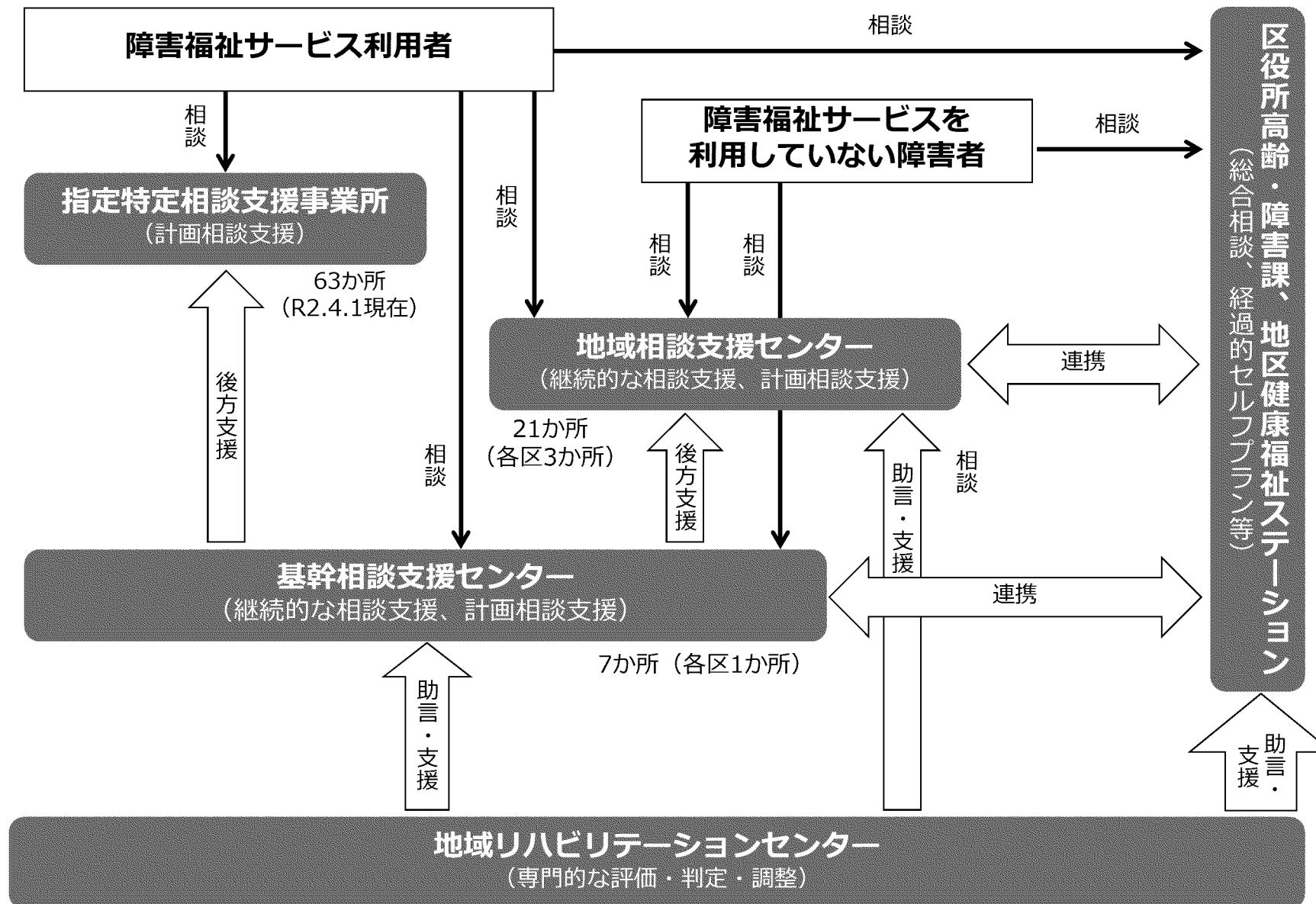
# 川崎市における令和3年度以降の 障害者相談支援関係事業について（案）

令和3年3月22日

川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室／障害保健福祉部障害計画課

# 1. 現状と課題

# 川崎市における障害者相談支援体制（令和2年度）



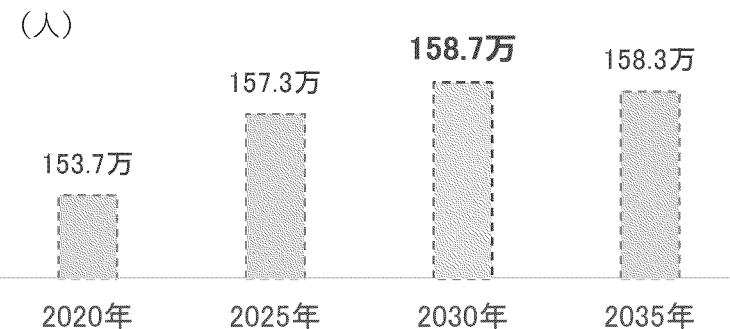
# 障害児・者及び障害福祉サービス利用者の増加

## 1. 人口と障害児・者数の推移

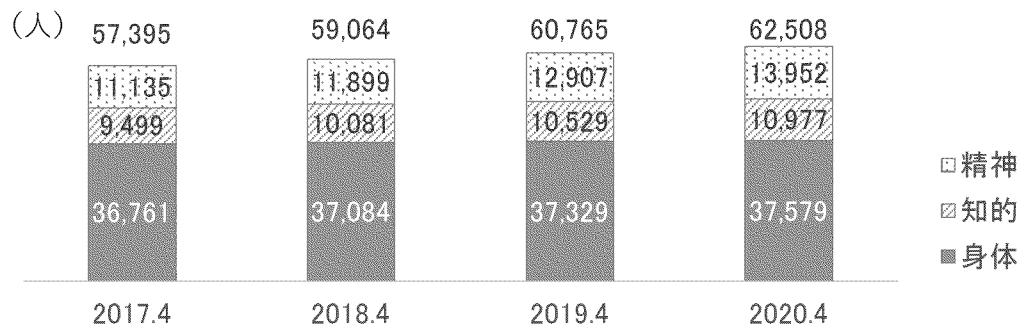
- 本市の人口は、2030年にピークを迎える見込み
- 本市の各障害者手帳所持者数は、人口を大きく上回るペースで増加中。

少なくとも2030年までは、障害児・者数の増加が見込まれる

川崎市の将来人口推計



川崎市のが障害者手帳所持者数の推移

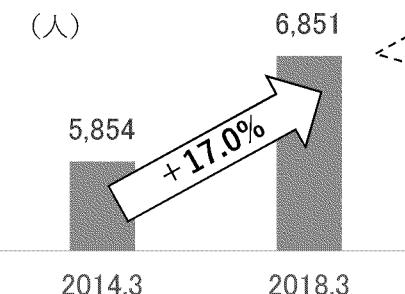


## 2. 障害福祉サービス利用者の推移

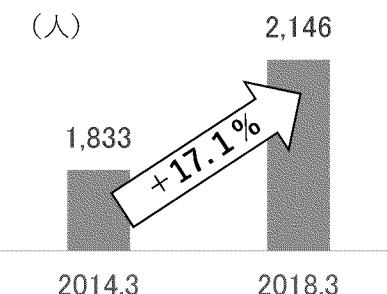
- 障害児・者の増加に伴い、障害福祉サービス利用者も年々増加。

少なくとも2030年までは、障害福祉サービス利用者も増加が見込まれる。

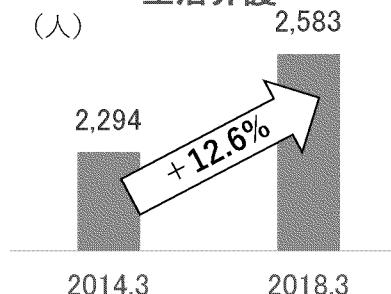
障害福祉サービス全体



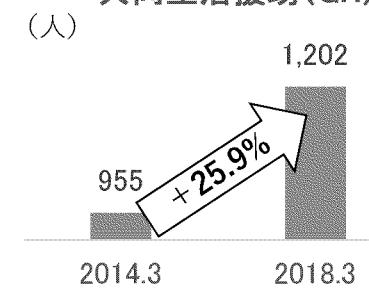
訪問系サービス



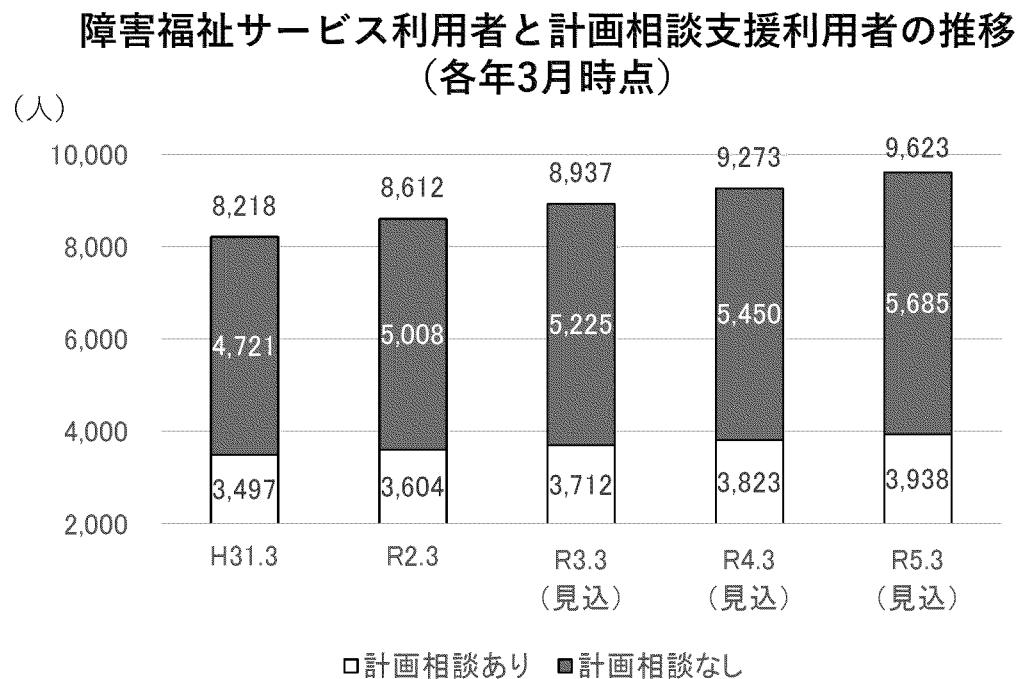
生活介護



共同生活援助(GH)

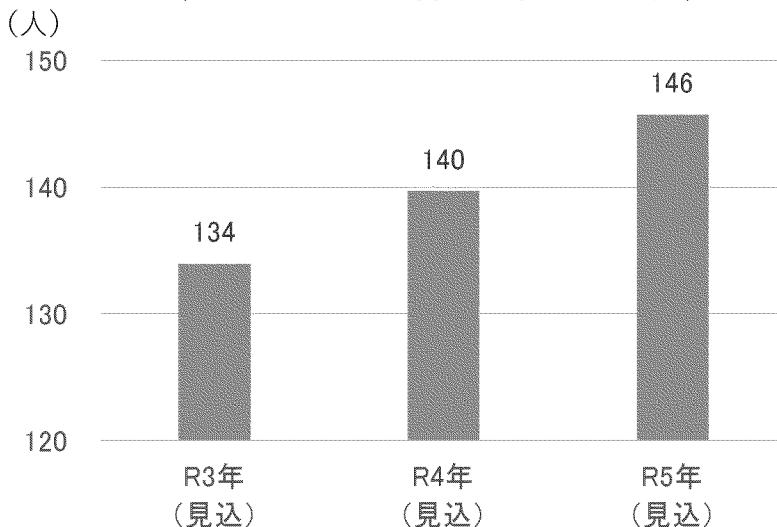


# 計画相談支援・相談支援専門員の不足数の増加



- 障害児・者数の増加に比例して障害福祉サービス利用者数も増加
- 一方で、計画相談支援の不足数も増加

相談支援専門員不足数見込み  
(1人あたり39件担当する場合)



計画相談支援不足数の増加に比例して、相談支援専門員の不足数も増加

相談支援を受けられない障害福祉サービス利用者が増加していく

# 計画相談支援の問題点

## 1. 個別給付金額の低さ

- 類似の制度である居宅介護支援（ケアプラン）と比較して計画相談支援の報酬は低く、採算が取りづらい（図表1）。
- そのため、兼務の相談支援専門員が多く、計画相談支援の実施件数が10件未満の事業所が約6割を占める（図表2）。

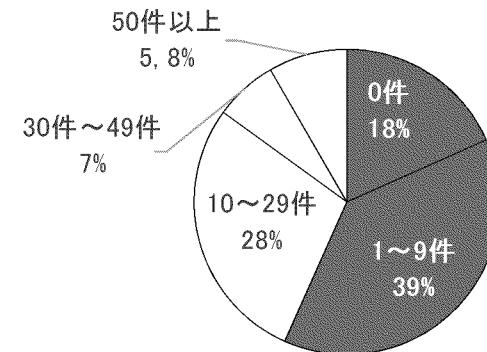
<図表1 居宅介護支援と計画相談支援の報酬比較  
>



※1 要支援1・2を18人（1/2換算で上限計算上は9人）、要介護1・2を15人、  
要介護3～5を15人の合計39人担当した場合

※2 モニタリング頻度3か月に1回の利用者を39人担当した場合

<図表2 指定特定相談支援事業所の計画相談支援実施件数  
(平成30年8月末時点)>



## 2. 居宅介護支援事業所の参入のしづらさ

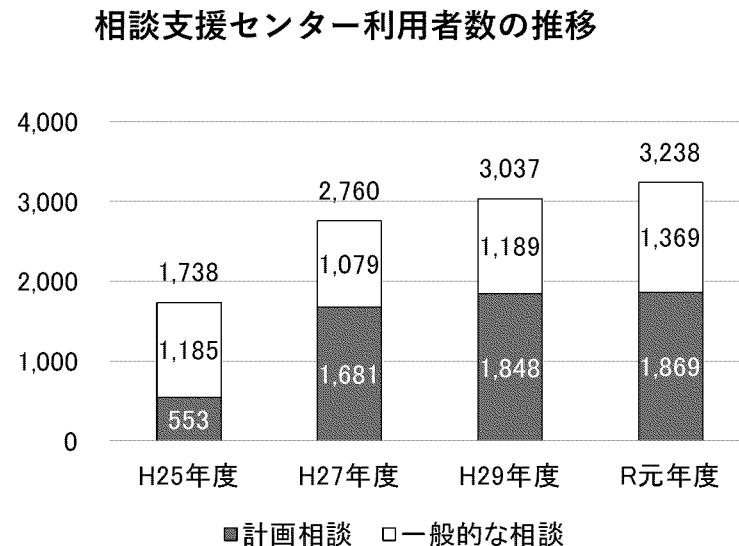
- 居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）が指定特定相談支援事業に参入しようとすると、居宅介護支援の特定事業所加算のランクが下がるため、参入しづらい。

## 3. 制度・事務の複雑さ・煩雑さ

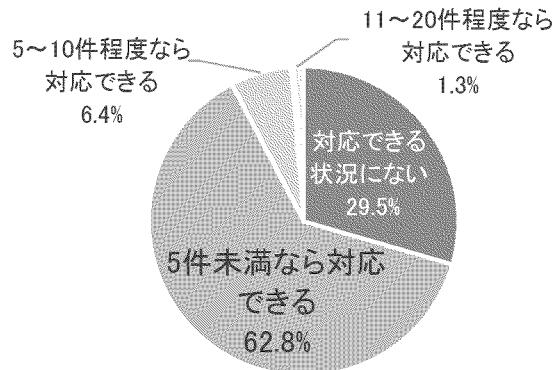
- 障害福祉サービスの制度は複雑で、ケアマネ等他分野から参入するにはハードルが高い。
- 居宅介護支援に比べて計画相談支援における事務手続きは煩雑で、負担が大きい。

# 障害者相談支援センターへの相談アクセスの課題

## 1. 新規利用者等への対応の限界



### 新規相談（※）への対応可能件数 (1か月あたり)



※継続的な支援を必要とするもの  
(平成29年度障害者相談支援センター職員に対する  
アンケート調査結果より (回答者数78人))

- 利用者は年々増加
- 利用者に占める計画相談支援利用者の割合  
が、令和元年度時点で約6割に上る

利用者数の増加により、新規相談への対応が困難に

新規利用者や障害福祉  
サービス利用以外の  
ニーズを持つ障害者等  
への相談支援が不十分

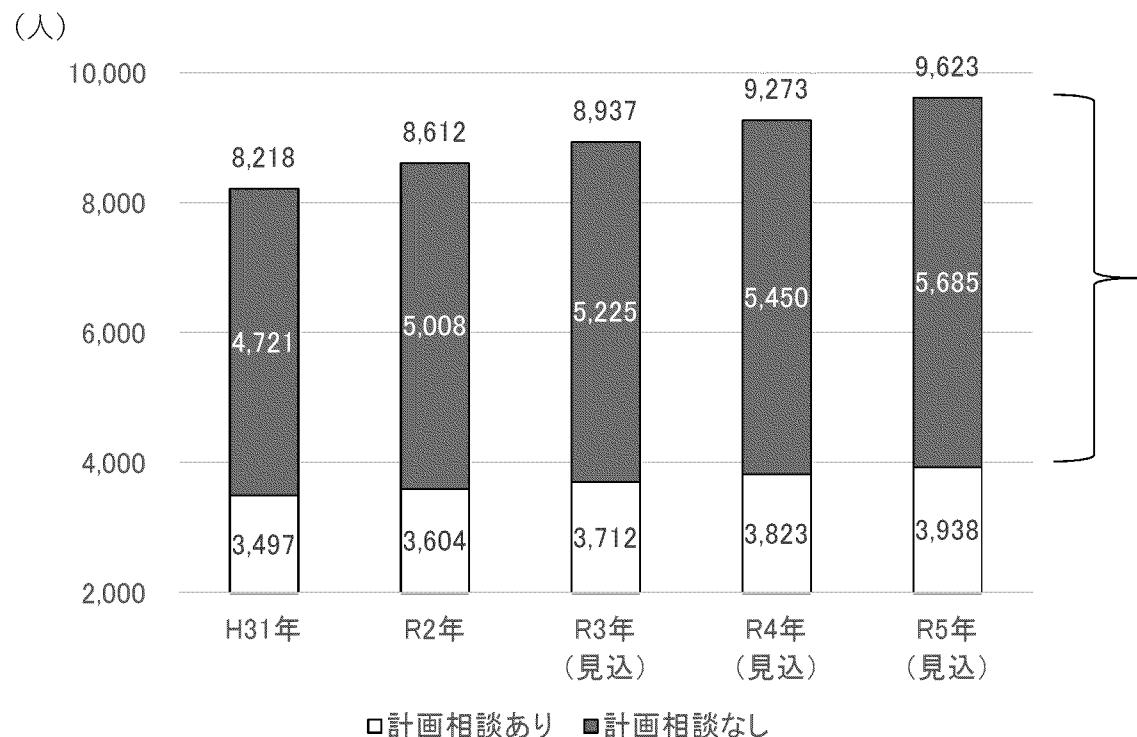
## 2. 相談先のわかりづらさ

- 障害者相談支援センターの担当地区が決まっていないため、市民や関係機関の側から見ると相談先がわかりづらい。
- 一方、障害者相談支援センターの側から見ると地域の関係機関とのネットワークづくりを進めづらい

支援が必要な障害者等  
に支援が届きづらい

# 区役所におけるサービス等利用計画作成にかかる負担の増加

障害福祉サービス利用者と計画相談支援利用者の推移  
(各年3月時点) (再掲)



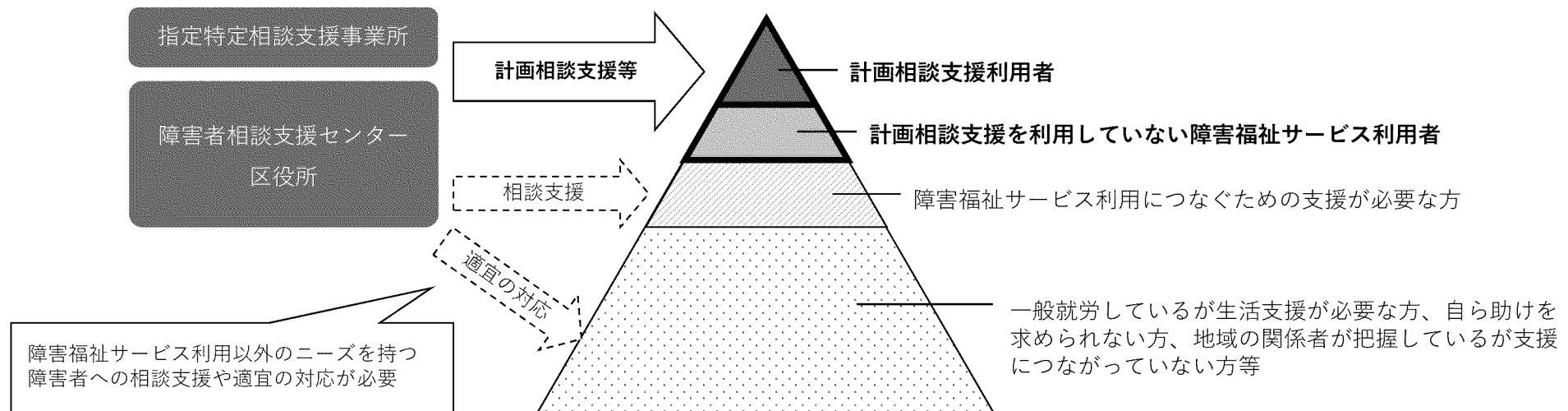
計画相談を利用していない方については、主に区役所でセルフプラン作成支援やサービス調整等を実施

- ・ 計画相談支援ではないため、モニタリングは実施していない
- ・ 本来は平成27年度限りの経過措置であり、現在は認められていない（支給決定権限を持つ部署がサービス調整等を行うと、利益相反になる恐れがあるため）

- ・ 区役所以外の機関によるセルフプラン作成支援が必要
- ・ 障害者総合支援法の趣旨に反する状態の解消が必要

# 川崎市の障害者相談支援体制をめぐる課題

## 障害者支援を取り巻く現状のイメージ



- 障害福祉サービス利用者に相談支援が集中
- 障害福祉サービス利用以外のニーズを持つ障害者への相談支援や適宜の対応が不十分

- 障害福祉サービス利用者に対する相談支援のあり方の見直しが必要
- 各相談機関の役割分担の再整理が必要

## 2. 令和3年度以降の方向性

# 障害者相談支援体制の充実・強化に向けたこれまでの取組

- 本市では、平成29年度に障害者相談支援センター事業を中心とする障害者相談支援体制の検証を実施。
- 平成30年度以降、検証結果に基づき、計画相談支援の拡充に向けた取組や、地域相談支援センターの地区担当制導入に向けた取組等を実施。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
障害福祉サービス利用者への相談支援	障害者相談支援体制の検証	計画相談支援の拡充に向けた取組モデル実施（幸区）  「計画相談支援の手引き」作成・改訂（市自立支援協議会）  モニタリング実施標準期間の変更、チェック方式のモニタリング報告書の導入	計画相談支援体制強化補助金の創設  障害福祉サービス利用者への相談支援のあり方の検討	代替的なサービス等利用計画作成支援に関するマニュアル作成
総合的・専門的な相談窓口機能		地域相談支援センターの地区担当制モデル実施（川崎区・中原区）	地域相談支援センターの地区担当制モデル実施（全区）  区役所高齢・障害課の体制強化（精神保健係の新設）  各相談機関の役割分担・連携方法の検討	「障害者相談支援センター業務マニュアル」改訂
相談支援体制の強化		「川崎市における相談支援従事者人材育成カリキュラム」作成・改訂（市自立支援協議会）  ○厚生労働省と相談支援体制について意見交換		地域における人材育成の取組モデル実施（市自立支援協議会）

# 令和3年度以降の障害福祉サービス利用者に対する相談支援のあり方

## 1. 計画相談支援の供給量を増やすための取組

- ① 計画相談支援体制強化事業費補助金を**令和3年度まで延長**
- ② 指定特定相談支援事業所の運営を安定化するための**新たな補助金を導入**
- ③ 計画相談支援に係る**事務の一部を簡素化**

## 2. 計画相談支援の供給量が十分に確保できるまでの間の対策

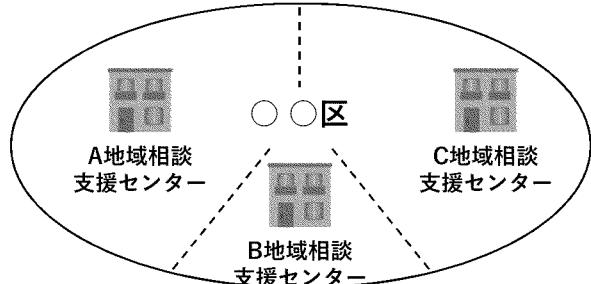
- ① 特にサービス調整を要する**訪問系サービス・自立生活援助・地域相談支援等**の利用者に対して**優先的に計画相談支援を提供**
- ② 日中活動系サービス・居住系サービス・短期入所等の利用者については、**原則として通所施設・入所施設・グループホームがサービス等利用計画の作成支援を行う仕組み（サポートプラン）を導入**（施設等に対する加算を創設）
- ③ 簡易的な**サポートプラン様式**を導入

## 3. 障害者相談支援センターにおける計画相談支援への対応

- ① 障害者相談支援センターは、**地域相談支援又は自立生活援助の利用者**に対してのみ**計画相談支援を実施**（令和2年度から）
- ② 障害者相談支援センターが現在**計画相談支援を実施**している利用者については、順次**指定特定相談支援事業所への引継ぎ及びサポートプランへの切り替え**を進める

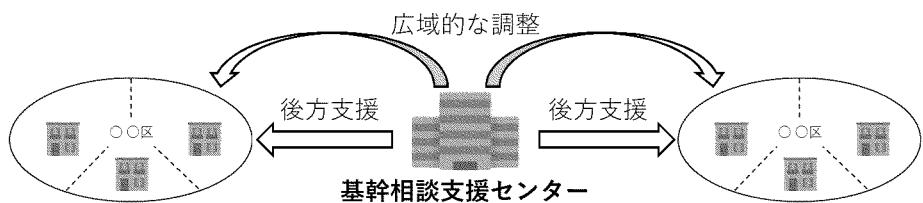
# 各相談機関の役割の整理と体制強化

## 1. 地域相談支援センター



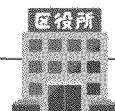
- 全センターの職員体制を強化（常勤2名・非常勤1名 ⇒ 常勤3名）（令和3年4月～）
- 川崎区・中原区はセンターを1か所ずつ増設（令和3年10月～）
- 地区担当制を導入し、ワンストップの相談支援、援助希求のない障害者への支援、地域とのネットワークづくり等を実施（令和3年10月～）
- 繼続的な相談支援を実施している利用者に対し、「（仮称）災害時個別避難計画」の作成支援を実施（令和3年10月～）
- 原則として計画相談支援は実施しない（地域相談支援又は自立生活援助と一緒に実施する場合を除く）

## 2. 基幹相談支援センター



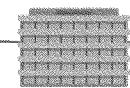
- 効率的・効果的に業務を実施できるよう複数区担当制とし、市内7か所から3か所（南部・中部・北部）へ再編（令和3年10月～）
- 担当エリアは、地域リハに合わせ、南部（川崎区・幸区）、中部（中原区・高津区・宮前区）、北部（多摩区・麻生区）
- 地域型と重複する業務を整理し、基幹型固有の業務（地域の相談支援機関への後方支援、広域調整が必要なケースへの対応、地域移行の取組等）に特化（令和3年10月～）
- 繼続的な相談支援を実施している利用者に対し、「（仮称）災害時個別避難計画」の作成支援を実施（令和3年10月～）

## 3. 区役所



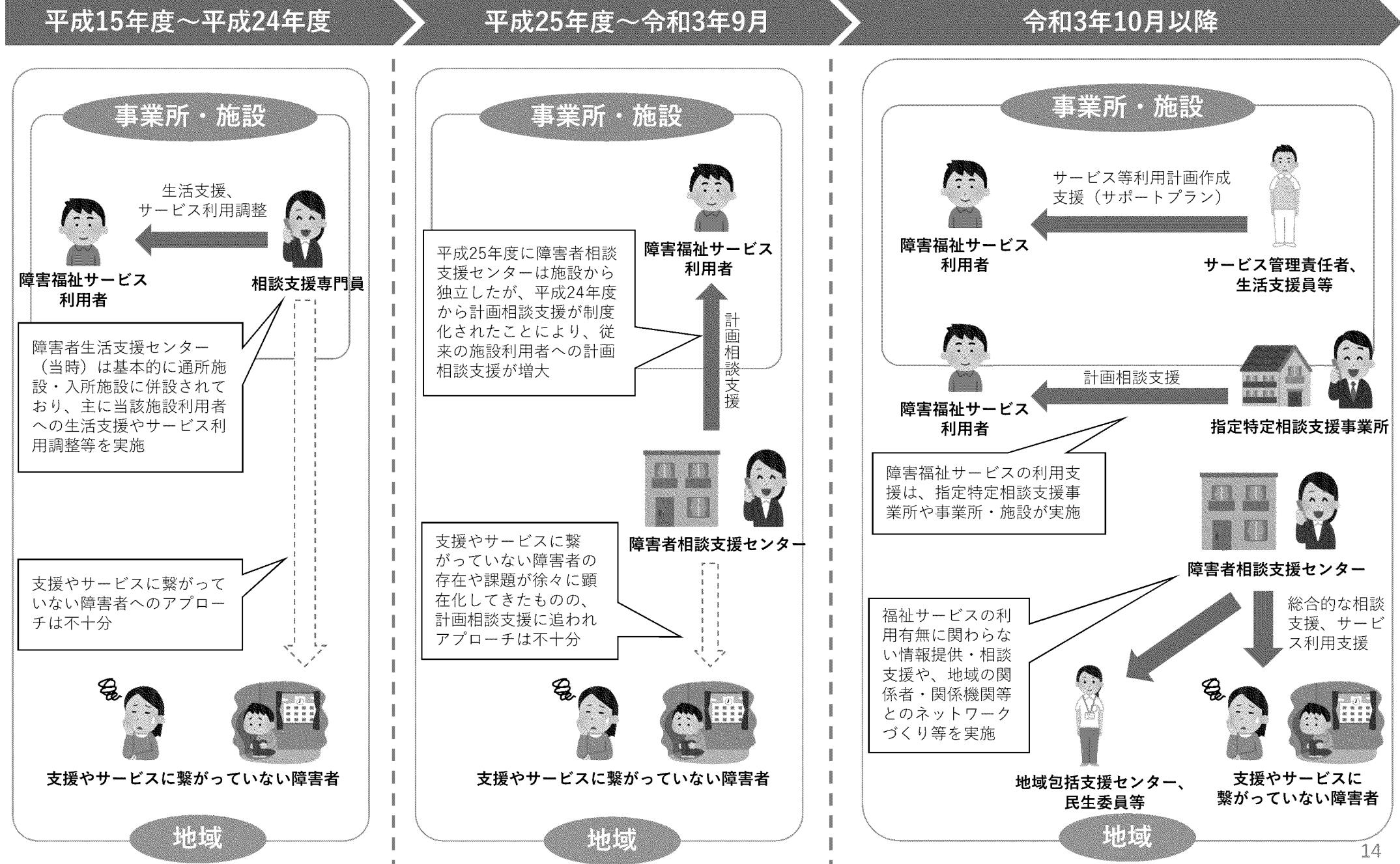
- 市民に身近な公的相談機関として、総合相談や支給決定を伴う制度利用に関する相談等を実施
- 法令に規定する業務として、障害者虐待への初期対応や精神保健に関する支援困難ケースへの対応、成年後見制度利用支援等を実施
- 障害者相談支援センターの委託元として、障害者相談支援センターのバックアップやフォローを実施

## 4. 地域リハビリテーションセンター

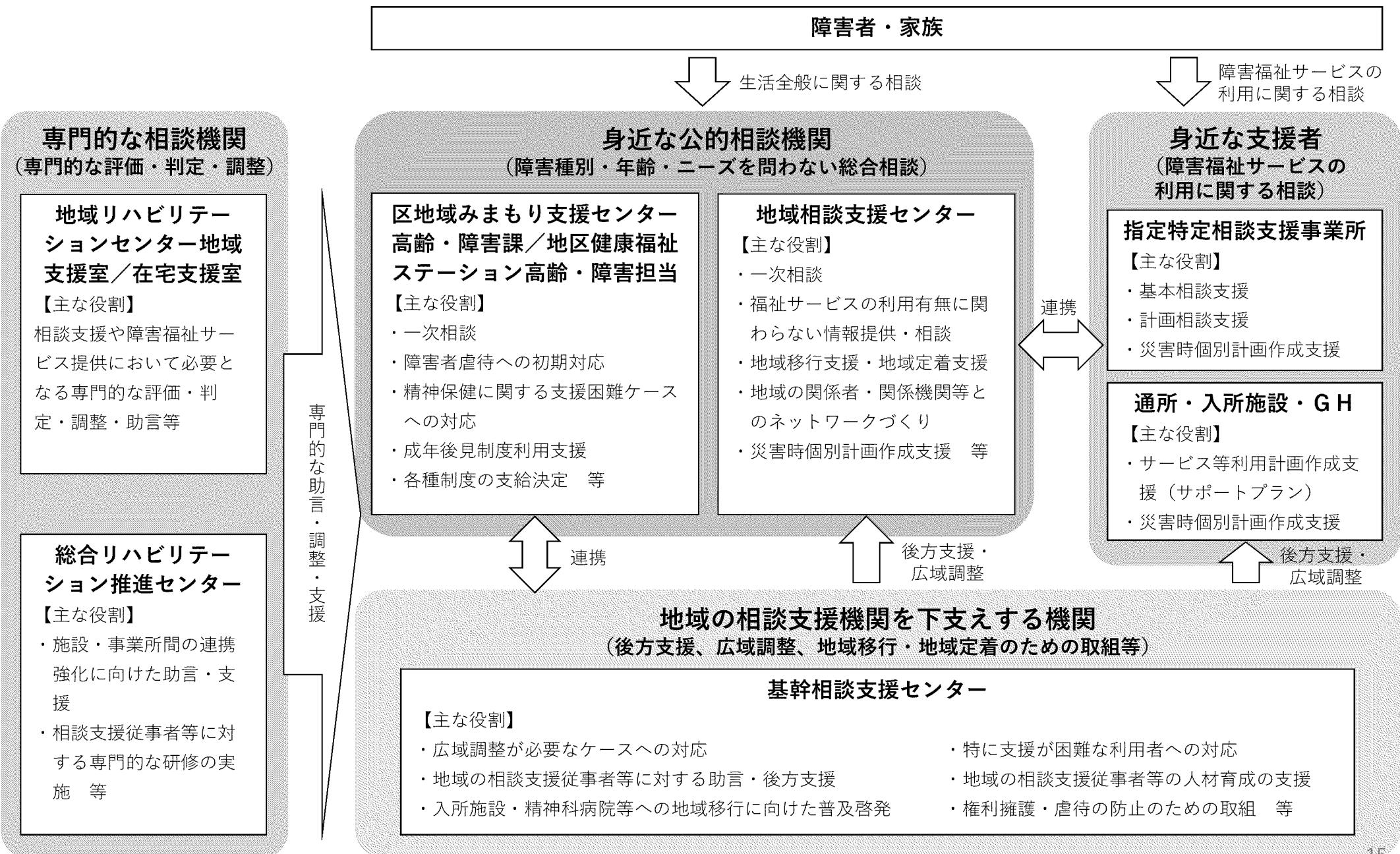


- 南部リハビリテーションセンターが開設し、3リハ体制が完成（令和3年4月）
- 総合リハビリテーション推進センターが開設（令和3年4月）
- 対象者を従来の障害者から高齢者や障害児等にも広げ、専門的な評価・判定・調整や在宅リハビリテーション等を実施

# 川崎市における障害者への相談支援の変遷イメージ



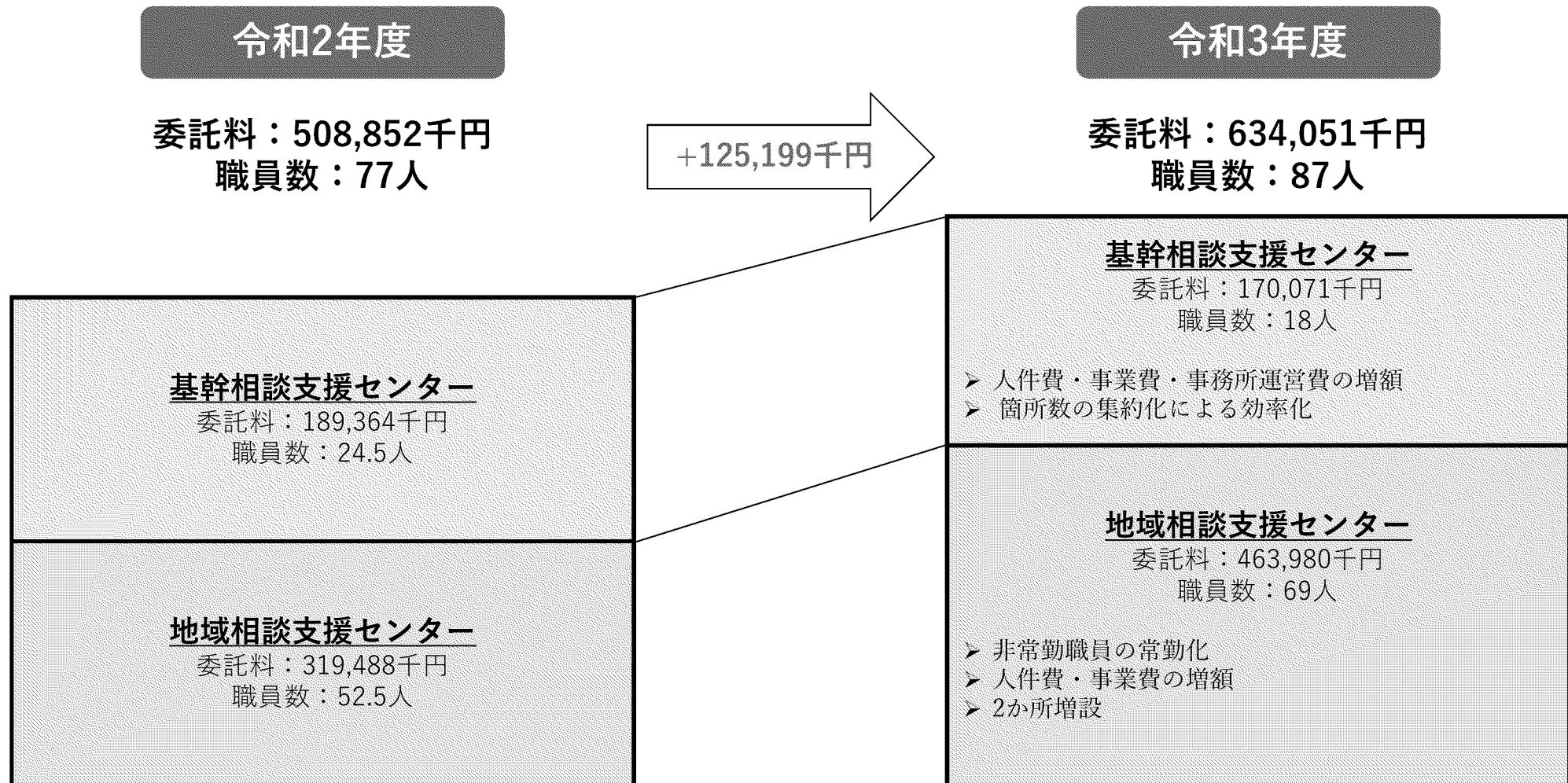
# 川崎市における障害者相談支援体制（令和3年10月以降）



### **3. 障害者相談支援センター事業関係**

# 予算・人員体制の強化（令和3年度～）

- 委託事業の強化や、国の処遇改善による相談支援事業と他サービスとの賃金格差の是正等を図るため、委託料の基準額を増額（令和3年4月～）
- 基幹型については、地域型と重複する業務を整理するとともに、箇所数の集約による業務の効率化を図ることにより職員数を削減（令和3年10月～）
- 地域型については、非常勤職員の常勤化（令和3年4月～）及び川崎区・中原区におけるセンター増設（令和3年10月～）により、職員数を増加



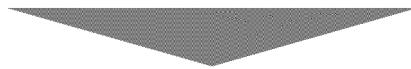
※職員数は、配置基準上の数値

※非常勤職員は0.5人とカウント

# 障害者相談支援センター一覧

令和2年度

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
基幹型	かわさき基幹	さいわい基幹	なかはら基幹	たかつ基幹	みやまえ基幹	たま基幹	あさお基幹
地域型	ふじみ	ラルゴ	いまい	くさぶえ	ポポラス	ドルチェ	柿生
	いっしょ	あんさんぶる	すまいる	ゆきやなぎ	れもん	アベク	ひまわり
	かわさきLife	りぼん	にじ	いまここ	シリウス	いろはに こんぺいとう	それいゆ



令和3年10月以降

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
基幹型	南部基幹相談支援センター (川崎聖風福祉会)	中部基幹相談支援センター (川崎市社会福祉事業団)			北部基幹相談支援センター (セイワ)		
地域型	ふじみ	ラルゴ	いまい	名称未定 (県央福祉会)	ポポラス	ドルチェ	柿生
	いっしょ	あんさんぶる	すまいる	名称未定 (マイWay)	れもん	アベク	ひまわり
	かわさきLife	りぼん	にじ	いまここ	シリウス	いろはに こんぺいとう	それいゆ
	名称未定 (青丘社)	名称未定 (川崎聖風福祉会)					

# 地域相談支援センターの地区担当制の実施方法（案）

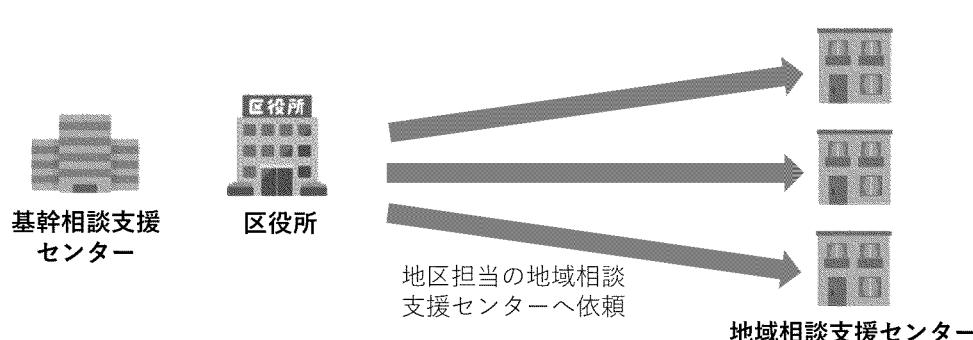
## 担当地区的決定、周知

- これまでのモデル実施を通じてセンターごとの相談件数に偏りが生じている区や、センターの増設・法人の入れ替えが発生する区があることから、改めて各区で担当地区を検討し、**令和3年5月末を目途に決定**
- 令和3年6月以降、地域包括支援センターや民生委員等関係機関へ周知
- 令和3年9月以降、**担当地区を公表**（報道発表、市議会への情報提供、市HPへの掲載、担当地区入りの相談支援センターリーフレット配布等）



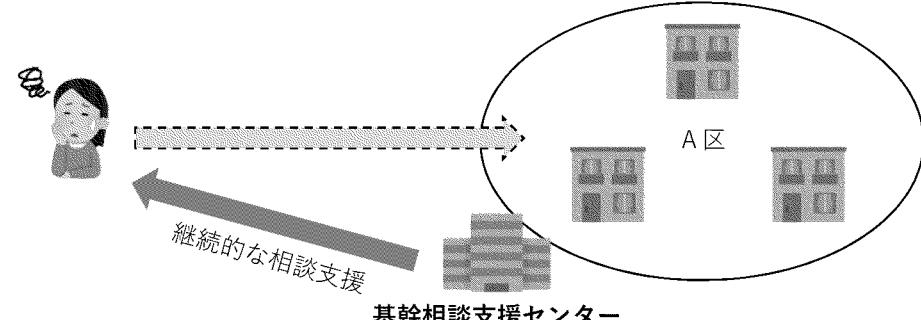
## 地域相談支援センターへの依頼方法

- 区役所及び基幹相談支援センターから地域相談支援センターに**継続的な相談支援**を必要とするケースを依頼する際には、**原則として地区担当のセンターに依頼**（ただし、このルールによることが困難な特段の事情がある場合には、**相談支援調整会議で調整**）
- 区役所や基幹相談支援センターから地域相談支援センターへのケース依頼方法は、「障害者相談支援センター業務検討委員会」において検討中



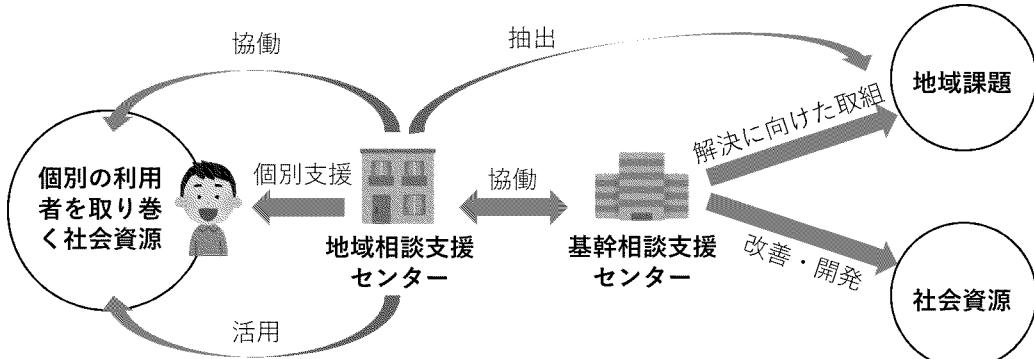
## 地域相談支援センターでは対応が困難な場合

市外からの転入ケースや精神科病院・入所施設からの地域移行ケース等で、居住地が決まっていないなど**地区担当制の地域相談支援センターでは対応できない場合**には、**基幹相談支援センター**が継続的な相談支援を実施



## 地域のネットワークづくり

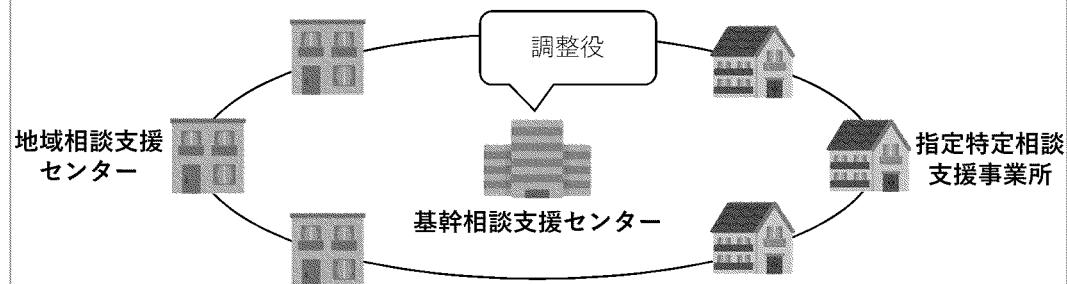
- 地域相談支援センターは、民生委員や近隣住民、ボランティア、地域包括支援センター等の社会資源と協働し、**個別の利用者に対する支援ネットワークの構築や地域課題の抽出等**を実施
- 基幹相談支援センターは、地域相談支援センターと協働し、**社会資源の改善・開発や地域課題の解決に向けた取組等**を実施



# 基幹相談支援センターによる広域調整・後方支援の実施方法（案）

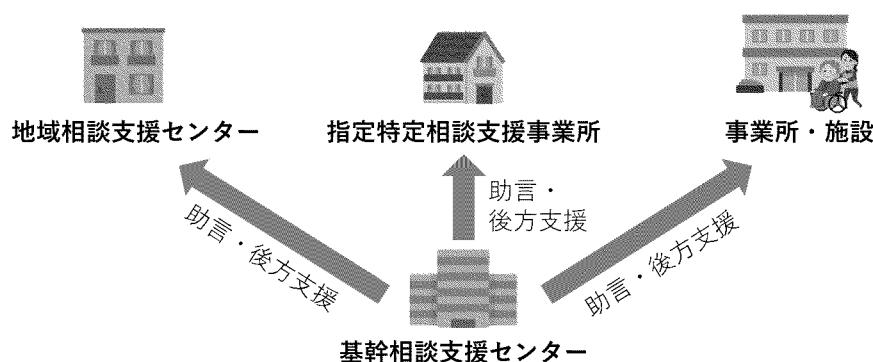
## 相談支援機関の連携調整

- 特定の地域相談支援センターに相談が集中している場合や、特に支援が困難なケース等については、基幹相談支援センターが調整を実施
- 地域相談支援センターや指定特定相談支援事業所が持つそれぞれの経験や情報、ノウハウ等を区内で共有していくための調整を実施



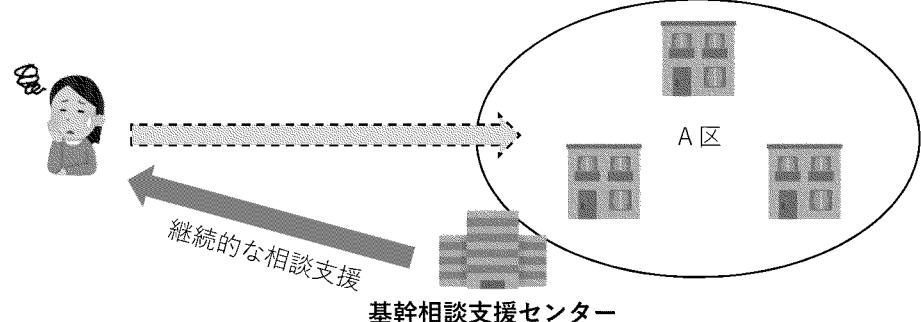
## 相談支援従事者等に対する助言・後方支援

- 地域相談支援センターや指定特定相談支援事業所の新任職員等に対し、面接・サービス担当者会議への同席や、訪問への同行等の支援を実施
- 複雑・困難な課題を抱えるケースや、複合的な課題を抱える世帯、複数対応や性別等に配慮が必要なケース等への助言・後方支援を実施
- セルフプラン作成支援を実施する事業所・施設への助言・後方支援を実施



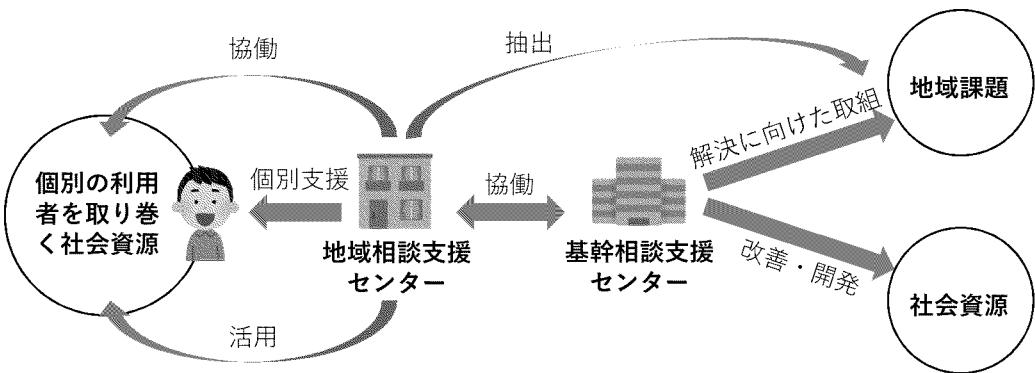
## 地域相談支援センターでは対応が困難な場合

市外からの転入ケースや精神科病院・入所施設からの地域移行ケース等で、居住地が決まっていないなど**地区担当制の地域相談支援センターでは対応できない場合**には、**基幹相談支援センター**が継続的な相談支援を実施



## 地域のネットワークづくり

- 地域相談支援センターは、民生委員や近隣住民、ボランティア、地域包括支援センター等の社会資源と協働し、**個別の利用者に対する支援ネットワークの構築や地域課題の抽出等**を実施
- 基幹相談支援センターは、地域相談支援センターと協働し、**社会資源の改善・開発や地域課題の解決に向けた取組等**を実施



# 令和3年度以降の主任相談支援専門員（市独自）資格のあり方について（案）

## 1 主任相談支援専門員（市独自）資格の経緯

- 平成21年度に市自立支援協議会に設置した「相談支援事業のあり方に関するP.T.」において、指導的役割を担う相談支援専門員層を形成し、相談支援体制全体の質の向上を図っていく必要性が指摘された。そこで、平成24年度から市独自で「主任相談支援専門員（現・主任相談支援専門員（市独自）」資格を創設。
- 相談支援専門員のモチベーションの向上や、障害者相談支援センターへのベテラン職員の配置を促すため、平成25年度からは主任相談支援専門員（市独自）を配置した場合に加算を算定（基幹相談支援センターには1名必置）。

## 2 主任相談支援専門員（市独自）資格の概要

- 主任相談支援専門員（市独自）の役割は、「障害者福祉に関する豊富な知識及び高度な相談支援技術をもって障害者等の相談に応じるほか、障害者等が安心して暮らせる地域づくり、虐待の早期発見・防止に関する取組み、相談支援専門員への助言・指導等を行う者」としている。
- 主任相談支援専門員（市独自）の資格を取得するためには、**一定の実務経験及び国家資格等を有する者が、川崎市主任相談支援専門員試験に合格し、かつ、一定の研修を修了すること**が必要。

## 3 川崎市主任相談支援専門員試験の実施状況

- 初回の平成24年度は16名が受験したが、平成25年度以降は受験者数が1桁で推移している。
- 平成24年度から令和2年度までの間に、合計**54名**が受験し、**36名**が合格している（**合格率66.7%**）。
- 令和2年4月1日現在、**20人**が障害者相談支援センターに配置されている（基幹型9人、地域型11人）。

## 4 国による主任相談支援専門員資格の創設

- 平成30年度に国が「主任相談支援専門員」資格を創設し、「主任相談支援専門員養成研修」を開始。
- 令和元年度以降は、神奈川県が主任相談支援専門員養成研修を実施。
- 国は、本市の取組も参考にして主任相談支援専門員資格を創設したため、主任相談支援専門員（国）と主任相談支援専門員（市独自）は、求められる役割や資格取得のための研修に共通点が多い。
- 一方で、市独自資格に比べて国資格の方が、資格取得のためのハードルが低い（国資格の方が必要な実務経験年数が短い、試験がない等）。

## 5 今後の主任相談支援専門員（市独自）資格の方向性

- 市独自の資格は、**令和3年度以降も存続**させる。
- 資格の名称が国と同じで混同されやすいため、令和3年度から「**川崎市認定相談支援リーダー**」へ変更。
- 市独自資格の要件としてきた研修（市独自）の内容は、大部分が国研修に含まれていることから、令和3年度から**市独自資格の研修要件は廃止**（※）。その代わり、国研修の早期受講に関する努力義務を規定。
- 川崎市認定相談支援リーダーは、地域の相談支援専門員のリーダー層として、他の相談支援専門員への助言や、人材育成の取組み（研修の講師・ファシリテーター等）を積極的に行っていくものとする。  
※令和2年度以前に川崎市主任相談支援専門員試験に合格した者のうち、令和3年3月31日時点で研修受講要件を満たしていない者については、令和3年4月1日付けで川崎市認定相談支援リーダーとして認定する。



# (参考) 川崎市と国の主任相談支援専門員資格の比較（令和2年度）

	川崎市（令和2年度）	国（令和2年度神奈川県主任相談支援専門員養成研修）
実務経験	常勤かつ専従の相談支援専門員として相談支援業務に従事した期間が通算して5年以上あり、かつ従事した日数が900日以上であること（見込み含む）。	相談支援従事者現任研修（1回目）の修了後、相談支援専門員として地域相談支援事業所等（指定地域相談支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所をいう）又は地域生活支援事業実施要綱に規定する障害者相談支援事業若しくは基幹相談支援センターにおいて従事した期間が、通算して3年（36か月）以上である者
資格要件	社会福祉士、精神保健福祉士又は介護支援専門員のいずれかの資格を有していること。	なし
研修	次の研修（5日以上）を修了すること。 相談支援従事者スキルアップ研修、支援会議・サービス調整会議実践研修、障害者ケアマネジメント等指導者養成研修	主任相談支援専門員養成研修（5日間、科目は下記参照）を修了すること。 主任相談支援専門員の役割と視点、障害福祉の動向、相談支援における運営管理、人材育成の意義と必要性、人材育成の地域での展開、研修・グループワークの運営方法、個別スーパービジョン、スーパービジョンの理論と実際、グループスーパービジョン、地域共生社会の実現、地域援助技術の考え方と展開技法、基幹相談支援センターにおける地域連携、多職種間連携（チームアプローチ）の考え方と展開方法、地域援助技術的具体的展開
試験	(1) 筆記試験（五肢択一形式、40問、80分） (2) 事前提出レポートを基にした面接試験（1人あたり20分程度）	なし
その他	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>県（事務局）からの事前課題の提出の求めに応じ、利用者の自立支援に資する相談支援が実践できている者</li> <li>本県における市町村（政令市を含む。）の基幹相談支援センターにおいて現に相談支援に関する指導的役割を担っている者</li> <li>翌年度以降の神奈川県、横浜市、川崎市が実施する相談支援従事者研修において、研修の企画に携わること又は講義若しくは演習に講師として携わることができる者</li> </ul>

# 障害者相談支援センター体制見直しスケジュール（案）

	令和3年 2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
基幹型 (新設)	●法人決定（2月上旬）							新基幹型開設準備	●基幹型開設（10/1）
地域型 (新設)		●法人決定（3月上旬）						地域型（新設）開設準備	●地域型（新設）開設（10/1）
基幹型・ 地域型 (既存)			← 地域型地区割り見直し・決定	→	地域包括支援センター・民生委員等関係機関へ地域型担当地区を周知			9月末で閉鎖する基幹型（既存）・くさぶえ・ゆきやなぎからケース移管	●基幹型（既存）・ くさぶえ・ゆきや なぎ閉鎖（9/30）
その他					地域型（既存）から指定特定相談支援事業所・障害福祉サービス事業所・施設への 計画相談支援・サポートプラン作成引き継ぎ				●地域型地区 担当制開始 (10/1)
			『障害者相談支援センター業務マニュアル』改定・印刷製本				← 『障害者相談支 援センター業務 マニュアルver3』配布・説明	→	
		●第5次ノーマライゼーションプラン策定					●報道発表（地域型地区担当制 導入、基幹型再編について）		
		●総合リハビリテーション推進センター・南部リハビリテーションセンター開設							

## 4. 計画相談支援関係（案）

# 計画相談支援体制強化事業費補助金（継続）

## 1. 概要

指定特定相談支援事業所もしくは指定障害児相談支援事業所が、当事者主体による相談支援に取り組み、複数の相談支援専門員配置体制を構築し、計画相談支援の体制強化及び質の向上を図る。

令和3年4月～継続予定。

## 2. 対象事業者

川崎市内に所在地を置く指定特定相談支援事業所（ただし、障害者相談支援センター、地域療育センターを除く）

## 3. 要件・金額

- 新たに配置した常勤専従の相談支援専門員1名につき、交付要件（1）～（7）をすべて満たした場合、130万円を上限に補助する。
- 交付要件（1）～（7）をすべてを満たせなかった場合において、新たに配置した常勤専従の相談支援専門員1名につき、（1）～（3）をすべて満たしなおかつ（4）～（7）のうち3つを満たした場合、111万円を上限に補助する。
- 1年につき1事業所2名を上限とする。

### ● 交付要件

- (1) 相談支援事業所として、平成31年4月1日以降に新たに常勤専従の相談支援専門員を1名以上配置し、今後も配置を継続する見込みであり、常勤専従の相談支援専門員に対する人材確保・定着支援に取り組んでいること。
- (2) 相談支援事業所として、常勤換算で相談支援専門員を1.5名以上配置していること。
- (3) 相談支援事業所として、本市が実施する以下の相談支援従事者研修①～⑤について、平成31年4月1日以降に合計3日以上受講修了していること。
- (4) 新たに配置した常勤専従の相談支援専門員は、本市受給者の計画相談支援及び障害児相談支援（以下、「計画相談支援等」という。）を合計20件以上契約担当していること。
- (5) 相談支援事業所として、常勤換算で相談支援専門員を平成31年3月31日と比較し、1名以上増員していること。
- (6) 相談支援事業所として、計画相談支援等を平成31年4月1日以降に、新規（事業所変更を含む）で20件以上契約担当していること。
- (7) 相談支援事業所として、計画相談支援等を常勤換算で相談支援専門員1人あたり35件（小数点以下切り捨て）以上契約担当していること。

# 指定特定相談支援事業所の運営安定化（案）

## 1. 概要

本市受給者の訪問系サービス等を利用している指定特定相談支援事業所に対し、費用を補助することにより、指定特定相談支援事業所の運営安定化を図る。

令和3年10月～予定。

## 2. 対象事業者

川崎市内に所在地を置く指定特定相談支援事業所

（ただし、障害者相談支援センター、地域療育センター、拠点型、地域活動支援センターA型を除く）

## 3. 要件・金額

- 各区地域自立支援協議会相談支援事業所連絡会への参加や、基幹相談支援センターによる助言・指導を受けることを通じ、質の向上に努めること。
- 金額は、計画相談支援契約者のうち、次の（1）～（4）のいずれかに該当する利用者の人数に最大48,000円を乗じた額とする。
  - （1）訪問系サービス（居宅介護、行動援護、重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援）を利用する者
  - （2）日中サービス支援型共同生活援助を利用する者
  - （3）自立生活援助を利用する者
  - （4）地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用する者

# サポートプラン（事業所・施設による代替的サービス等利用計画作成支援）（案）

## 1. 概要

計画相談支援の供給量が十分に確保できるまでの間の対策として、期間更新時等において、代替的にご本人が希望する場合に、日中活動系サービス事業所、共同生活援助事業所及び障害者支援施設において、サービス等利用計画作成支援を実施した場合に係る費用を助成し、相談支援の拡充を図る。

令和3年10月～予定。

## 2. 対象事業者

川崎市内に所在地を置く日中活動系サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護）、共同生活援助事業所、障害者支援施設

## 3. 要件・金額

加算金額は、サービス等利用計画作成支援実施時（年1回更新）に利用者1人につき最大5,500円とする。

なお、サービス等利用計画作成支援を実施できる職員は、次の（1）～（6）のいずれかに該当する者とする。

- （1）相談支援専門員資格を有する者
- （2）サービス管理責任者資格を有する者
- （3）社会福祉士、精神保健福祉士又は介護支援専門員のいずれかの資格を有する者
- （4）相談支援従事者初任者研修を修了した者
- （5）サービス管理責任者研修を修了した者
- （6）障害者ケアマネジメントに関する研修（半日～1日程度）を修了した者

- ・簡易的なサポートプラン（サービス等利用計画）様式を導入。
- ・6か月に1回のモニタリング。
- ・生活介護については、新規利用開始時のサポートプランは原則として区役所又は障害者相談支援センターが実施。利用者の状態が落ち着いた段階で、生活介護事業所にサポートプランの作成を引き継ぎます。
- ・特別支援学校等卒業生対策により日中活動系サービスを利用する場合、新規利用開始時のサポートプラン作成は原則として区役所が実施します。卒業後通所を開始し、利用者の状態が落ち着いた段階（最短で次回の誕生日）で、日中活動系サービス事業所にサポートプランの作成を引き継ぎます。

# 障害者災害時個別避難計画（案）

## 1. 概要

- ・「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月内閣府）において、災害時の避難に関する個別計画の作成が求められている。
- ・他都市では、サービス等利用計画の中に災害時の避難計画を盛り込んでいる事例（広島市）や、指定特定相談支援事業所・居宅介護支援事業所等に避難計画の作成を求めている事例（兵庫県、大分県別府市）などがある。
- ・また、本市は令和元年10月の台風19号により甚大な被害を受け、在宅の障害者や高齢者等への支援体制の構築が急務となっている。
- ・そこで、相談支援専門員や施設職員等が災害時の避難に関する個別計画の作成支援を行うことにより、災害時における要援護者の避難や安否確認等の円滑化を図る。
- ・令和3年10月～予定。

## 2. 対象者

- ・市内在住の中・重度の障害者（施設入所者は除く）  
ただし、障害福祉サービス利用者の軽度障害者は含む。

## 3. 対象事業者

- ・川崎市内に所在地を置く障害福祉サービス事業所、指定特定相談支援事業所、障害者相談支援センター等

## 4. 内容

- ・サービス等利用計画・サポートプラン等の作成と併せて、災害時の避難に関する個別計画を作成（1年に1回見直し（更新）を実施）
- ・利用者と一緒に、障害に関する日常生活面の配慮事項、実際の避難経路や避難所等の確認を実施

## 5. 計画作成に係る経費

- ・1件最大7,000円  
※障害者相談支援センターは委託料に含む

# 計画相談支援等体制確保事業（案）

## 1. 目的

相談支援専門員の配置を促進し、計画相談支援、サポートプラン（事業所・施設による代替的サービス等利用計画作成支援）、及び災害時個別避難計画を一体的に実施する体制を確保する。

令和3年10月～予定。

## 2. 要件

常勤・専従の相談支援専門員を一定数配置し、本市受給者の計画相談支援とともに、サポートプラン及び災害時個別支援計画を一定件数以上実施した場合に、補助する。

※指定特定相談支援事業所の運営安定化、サポートプラン、災害時個別避難計画との併用は除く。

# 計画相談支援の事務の簡素化（案）

カテゴリ	現在の運用	見直し案（下線部が変更点）
1 計画相談	指定特定相談支援事業所は、サービス等利用計画案を確定させたら、サービス等利用計画を申請者等及びサービス担当者に交付するとともに、支給決定を行った区役所・支所へ提出する。	指定特定相談支援事業所は、サービス等利用計画案を確定させたら、サービス等利用計画を申請者等及びサービス担当者に交付するとともに、支給決定を行った区役所・支所へ提出する。 ただし、サービス等利用計画案から変更がない場合は、その旨を区役所に電話等で報告することで、提出の省略ができる。対応は記録に残しておく。 <u>（→サービス等利用計画案に、変更なしの連絡を受けた旨のチェック欄、サービス提供事業者名の記載欄を追加。）</u>
2 計画相談	継続サービス利用支援のモニタリングの一環として行うアセスメントについては、利用者の居宅等に訪問して行うことを必須とする。	継続サービス利用支援のモニタリングの一環として行うアセスメントについては、利用者の居宅、障害者支援施設等又は精神科病院（以下「居宅等」という。）に訪問して行うことを <u>基本とする</u> 。 ただし、本人への負担を考慮し、居宅等以外の場所でモニタリングを実施する場合は、その実施場所及び方法を選択した理由を、モニタリング報告書に記載する。なお、電話やメールなど、面談をしない場合はモニタリングと見なさない。 (ただし、現在は新型コロナウイルス感染防止の観点から例外的に認められている) <u>※継続サービス利用支援費とサービス提供時モニタリング加算は併給可。</u> <u>※新規及び更新時（サービス利用支援）は、従来どおり居宅等への訪問を必須とする。</u>
3 計画相談	サービス等利用計画や受給者証に記載されているモニタリングの情報は頻度（○か月）のみで、実施月は明記されていない。	<u>サービス等利用計画にモニタリング実施月を明記する。</u>
4 支給決定	申請代行できるのは相談支援事業者又は共同生活援助事業所職員等	申請代行できるのは原則として指定特定相談支援事業者。 <u>ただし、利用者本人や家族等による申請が困難などやむを得ない場合には、施設によるサービス等利用計画の作成支援を行う障害福祉サービス事業所等が申請代行できるものとする。</u>
5 サービス調整会議	訓練等給付における暫定支給決定から本支給決定を行う場合及び標準利用期間を越えて利用する場合は、サービス調整会議においてその適否を判断する。	訓練等給付における暫定支給決定から本支給決定を行う場合は、 <u>区の判断によりサービス調整会議においてその適否を書面審査により判断することができるものとする。</u> <u>※標準利用期間を越えて利用する場合は、従来どおりサービス提供事業所や指定特定相談支援事業所等に出席を求めた上で、その適否を判断するものとする。</u>

## **5. 障害者相談支援体制の評価・検証**

# 令和3年度以降の障害者相談支援体制の評価・検証方法について（案）

## 1 これまでの経緯

年度	内容
平成21年度	川崎市障害者地域自立支援協議会に「相談支援事業のあり方に関するプロジェクトチーム」を設置 →平成25年度の障害者相談支援センター再編のベースとなる見直し案をまとめる
平成25年度	「障害者生活支援センター」から「障害者相談支援センター再編」
平成29年度	「障害者相談支援センターの検証に関する懇談会」を設置し、再編後（平成25年度以降）の障害者相談支援センター事業の検証を実施
平成30年度～令和2年度	「障害者の相談支援体制の充実に関する懇談会」を設置し、障害者相談支援センター事業や計画相談支援等のあり方について検討

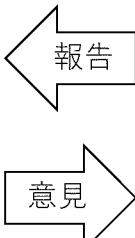
## 2 令和3年度以降の方向性

- 第5次かわさきノーマライゼーションプランに令和3年度以降の障害者相談支援センター事業や計画相談支援等のあり方の見直しを位置付け、「障害者の相談支援体制の充実に関する懇談会」は一定の役割を終えたことから、令和2年度末で廃止する。
- 令和3年度以降は、川崎市地域自立支援協議会において、障害者相談支援センター事業や指定特定相談支援事業所の拡充に向けた取組み、サポートプラン作成の取組み等の評価・検証等を実施していく。

### <市地域自立支援協議会における主な協議事項（令和3年度）>

#### 市地域自立支援協議会全体会議

- 障害者相談支援センターの実績報告
- 地域相談支援センターの地区担当制導入による課題の検証
- 基幹相談支援センターの再編による課題の検証
- 指定特定相談支援事業所の拡充に関する取組みの検証
- サポートプラン作成の実施状況の検証、中立・公平性の確保策の検討 等



#### 市地域自立支援協議会計画相談支援部会

- 「計画相談支援の手引き」の改定
- 計画相談支援の運用の一部変更による課題の検証（必要に応じて手引きを修正）
- 「サポートプラン（事業所・施設向け）作成マニュアル」の改定
- サポートプラン作成の課題の検証（必要に応じてマニュアルを修正） 等